

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成20年10月12日から、これにより実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 目的 （省略）</p> <p>第2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>(1)～(7) （省略） （削除）</p> <p>（削除）</p> <p><u>(8)</u> 「税関発給コード申請ページ」とは、申請者又は申請代理人（以下「申請者等」という。）による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門（以下「税関発給コード担当部門」という。）がインターネット税関ホームページ内に設置する申請ページをいう。</p> <p><u>(9)</u> 「JASTPROコード」とは、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。</p> <p><u>(10)</u> 「EDINETコード」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して同条に規定する電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者に対して、金融庁長官により付与されるそれぞれの者を特定するための番号をいう。 （削除）</p> <p><u>(11)</u> 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15</p>	<p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成20年10月12日から、これにより実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 目的 （同左）</p> <p>第2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>(1)～(7) （同左）</p> <p><u>(8)</u> 「船会社」とは、関税法第15条第7項の規定により、税関に対して積荷情報を報告すべき外国貿易船の運航者等をいう。</p> <p><u>(9)</u> 「利用運送事業者」とは、関税法第15条第8項の規定により、税関に対して積荷情報を報告すべき荷送人をいう。</p> <p><u>(10)</u> 「税関発給コード申請ページ」とは、申請者又は申請代理人（以下、「申請者等」という。）による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門（以下、「税関発給コード担当部門」という。）がインターネット税関ホームページ内に設置する申請ページをいう。</p> <p><u>(11)</u> 「JASTPROコード」とは、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。</p> <p><u>(12)</u> 「EDINETコード」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して同条に規定する電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者に対して、金融庁長官により付与されるそれぞれの者を特定するための番号をいう。</p> <p><u>(13)</u> 「同意書」とは、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意したことを証する書類をいう。</p> <p><u>(14)</u> 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15</p>

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>項に規定する法人番号をいう。</p> <p>第 3 税関発給コードの発給対象 (省略)</p> <p>第 4 税関発給コードの申請方法 税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ページに接続し、書式を入手して必要事項を入力し、税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより行うこととする。</p> <p>第 5 税関発給コード申請ページによる申請に係る発給 申請者等が税関発給コード申請ページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。 1 及び 2 (省略)</p> <p>3 申請内容の対査確認 税関は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合にあつては、申請者等により申請された内容のうち、申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることについて、申請者等が税関の対査確認のための資料として上記 1 (1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により確認する。 なお、税関において発給申請日より 3 か月以内に当該対査確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げた上で、あらためて上記 1 の申請を行う必要がある。</p>	<p>項に規定する法人番号をいう。</p> <p>第 3 税関発給コードの発給対象 (同左)</p> <p>第 4 税関発給コードの申請方法 税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ページに接続し、書式を入手して必要事項を入力し、税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより行うこととする。<u>ただし、申請代理人が一括申請を行う場合には、税関発給コード申請ページから一括申請書式を入手して必要事項を記録した情報（以下「一括申請情報」という。）を電磁的記録媒体により最寄りの税関官署の通関総括担当部門に提出（電子メールにより税関発給コード担当部門へ送信する場合を含む。以下同じ。）することにより行うことができる。</u></p> <p>第 5 税関発給コード申請ページによる申請に係る発給 申請者等が税関発給コード申請ページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。 1 及び 2 (同左)</p> <p>3 申請内容の対査確認 税関は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合にあつては、申請者等により申請された内容のうち、申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることについて、申請者等が税関の対査確認のための資料として上記 1 (1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により確認する。 なお、税関において発給申請日より 3 か月以内に当該対査確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げた上で、あらためて上記 1 の申請を行う必要がある。</p>

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申請者等が申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）を選択した場合 申請者等は、発給申請日から3か月以内に、申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）を電子メールにより税関発給コード担当部門宛に提出する。なお、屋号等の個人事業者名で申請した場合は、住民票の写しに併せて所得税の青色申告承認申請書、個人事業の開業届又はその他官公庁が発行した公的書類の写しを提出する。 これらの書類の提出を受けた税関発給コード担当部門においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申請者等が申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）を選択した場合 申請者等は、発給申請日から3か月以内に、申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）を次のイ又はロに定めるいずれかの方法により提出する。なお、屋号等の個人事業者名で申請した場合は、住民票の写しに併せて所得税の青色申告承認申請書、個人事業の開業届又はその他官公庁が発行した公的書類の写しを提出する。 これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p><u>イ 税関発給コード担当部門宛に郵送する。</u></p> <p><u>ロ 最寄りの税関官署の通関総括担当部門に持参する。</u></p> <p>4～7 (同左)</p> <p>第6 申請代理人による一括申請 <u>申請代理人が次に掲げる場合には、一括申請を行うことができる。</u></p> <p>① <u>税関輸出入者コードを取得している通関業者が、税関発給コードの申請を行う場合。</u></p> <p>② <u>税関輸出入者コード又は仕向人・仕出人コードを取得している船会社又は利用運送事業者が仕向人・仕出人コードの申請を行う場合。</u></p> <p><u>一括申請を行う場合における税関発給コードの発給手順は次による。</u></p> <p>1 <u>発給申請</u></p> <p>(1) <u>申請代理人は、税関発給コード申請ページから入手した一括申請書式に申請者等に係る次の事項を入力した一括申請情報及び同意書を記録した電磁的記録媒体により最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出する。</u></p> <p><u>なお、一括申請情報の提出に当たっては、当該事項に係る電子情報を申請代理人において暗号化しておかなければならない（第7</u></p>

新旧対照表
 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>の1(2)の申請内容の変更の申請及び第7の2(2)の税関発給コードの削除の申請に係る電磁的記録媒体の提出においても同様とする。)</u>。</p> <p>① <u>氏名（法人にあつては、名称）</u></p> <p>② <u>住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）</u> （注） <u>上記①及び②の事項については、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあつては和文及び英文を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあつては英文を記録する。</u></p> <p>③ <u>電話番号</u></p> <p>④ <u>生年月日（法人にあつては、設立年月日）</u></p> <p>⑤ <u>JASTPROコード又はEDINETコード（申請者が取得している場合に限る。）</u></p> <p>⑥ <u>パスワード</u> （注） <u>申請者等が、半角英数字で8文字以上32文字以内に任意に定めるもの。</u></p> <p>⑦ <u>担当者の氏名</u></p> <p>⑧ <u>担当者の連絡先電話番号</u></p> <p>(2) <u>税関輸出入者コードに係る申請の場合にあつては、上記①から⑧までに加えて、次の事項を記録する。</u></p> <p>⑨ <u>申請代理人が上記①及び②の事項に係る申請された内容が正しいことについて、これを証する資料により確認していること</u></p> <p>⑩ <u>申請代理人が申請者から税関発給コードに係る申請手続を書面により委任されていること</u></p> <p>(3) <u>上記のほか、申請代理人に係る事項として、次の事項を記録する。</u></p> <p>⑪ <u>種別（通関業者、その他の別）</u></p> <p>⑫ <u>氏名（申請代理人が法人の場合にあつては、担当者名）</u></p> <p>⑬ <u>名称</u></p>

新旧対照表
 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>（注）申請代理人が個人の場合は、当該事項については「個人」と記録する。</u></p> <p><u>⑭ 住所又は居所（申請代理人が法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>⑮ 電話番号</u></p> <p><u>2 申請代理人の確認</u> 税関は、申請に必要な上記1の事項を入力した一括申請情報及び同意書の提出を受ける際に、上記1の申請が同意書に氏名（法人にあっては、名称）が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が通関業者であることを当該電磁的記録媒体及び同意書を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</p> <p><u>3 発給申請を受け付けない場合</u> 税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記1の申請を受け付けない。</p> <p><u>(1) 申請代理人が、同意書を税関に提出しない場合</u></p> <p><u>(2) 上記1の申請が同意書に申請代理人としてその氏名（法人にあっては、名称）が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が通関業者、船会社、利用運送事業者のいずれかであることを確認することができない場合</u></p> <p><u>(3) 上記第5の2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(4) 申請ファイル形式が変更されている場合又は上記1(1)なお書きによる暗号化がされていない場合</u></p> <p><u>4 税関発給コードを発給しない場合</u> 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</p> <p><u>(1) 一括申請情報に必要な上記1の事項が入力されていない、又は正しい内容でない場合</u></p> <p><u>(2) 一括申請情報に入力されている申請代理人と同意書に記載されている申請代理人が同一の者であると確認できない場合</u></p> <p><u>(3) 上記第5の2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>5 税関発給コードの発給等</u></p> <p><u>(1) 税関は、上記4(1)から(3)までのいずれにも該当しない場合には、税関発給コードを発給するとともに、ID番号を発行する。</u></p>

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第6</u> 変更申請及び削除申請</p> <p>1 登録内容の変更</p> <p>申請者等は、登録内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</p> <p>なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを<u>電子メールにより税関発給コード担当部門宛に提出する。</u>これらの書類の提出を受けた税関発給コード担当部門においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居</p>	<p>(2) <u>税関は、上記(1)により発給する税関発給コード及び発行するID番号について、申請代理人が用意する電磁的記録媒体に暗号化した電子情報を記録して手交することにより、申請代理人に通知する。</u></p> <p><u>なお、当該通知をする際には、当該通知が上記1の申請をした申請代理人に対してなされることを当該電磁的記録媒体を手交する者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</u></p> <p><u>また、電子メールによる申請の場合には、税関発給コード担当部門は、税関発給コードを発給後すみやかに、ID番号とともに申請された電子メールアドレス宛に通知する。</u></p> <p><u>6 税関の求めによる資料の提出</u></p> <p><u>申請代理人は、税関から次に掲げる資料の提出の求めがあつた場合には、速やかに当該資料を税関に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることを証する資料</u></p> <p>(2) <u>申請代理人が申請者から申請手続を委任されていることを証する資料</u></p> <p><u>第7</u> 変更申請及び削除申請</p> <p>1 登録内容の変更</p> <p>(1) <u>申請者等は、登録内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</u></p> <p>なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを<u>上記第5の3(2)イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。</u>これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p>

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>所 ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地 (削除)</p> <p>2 削除申請 (1) (省略) (削除)</p>	<p>イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所 ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p><u>(2) 申請代理人が通関業者、船会社、利用運送事業者であり、変更申請を一括申請により希望する場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を入力した一括申請情報を申請代理人において上記第 5 の 1 の申請で使用したパスワードで暗号化し、電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、登録内容の変更の申請をすることができる。この場合、税関は、税関輸出入者コードに係る申請にあつては、次に掲げるすべての事項、仕向人・仕出人コードに係る申請にあつては、イの事項を確認する。</u></p> <p><u>なお、電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出した場合の当該申請が通関業者によりなされたことの確認は、当該電磁的記録媒体を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により行う。</u></p> <p><u>イ 登録内容の変更の申請があらかじめ自らの税関輸出入者コード又は仕向人・仕出人コードを取得している申請代理人によりなされたこと</u></p> <p><u>ロ 上記第 6 の 1 (1)⑧の事項の申請がなされていること</u></p> <p><u>ハ 変更があつた事項が上記(1)イ又はロに掲げるものである場合には、上記第 6 の 1 (1)⑦の事項の申請がなされていること</u></p> <p>2 削除申請 (1) (同左) (2) <u>申請代理人が通関業者、船会社、利用運送事業者であり、削除申請を一括申請により希望する場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に税関発給コードの削除を申請する旨を入力した一括申請情報を申請代理人において上記第 5 の 1 の申請で使用したパスワードで暗号化し、記録した電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、税関発給コードの削除の申請をすることができる。この場合、税関は、上</u></p>

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する。</p> <p>イ 申請者等が上記(1)により税関発給コードの削除を申請した場合</p> <p>ロ 発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以上ない場合</p> <p>ハ 不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合 (削除)</p> <p>三 税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合において、速やかに上記1の変更手続が行われなかった場合。ただし、その変更の内容が軽微である場合又は速やかに変更手続が行われなかったことについてやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。</p> <p>ホ その他輸出入申告における迅速かつ適正な処理の観点から税関が税関発給コードを削除することが適当であると判断した場合</p> <p>3 (省略)</p>	<p><u>記1(2)と同様の確認を行う（上記1(2)ハの事項の確認を除く。）。</u></p> <p>(3) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する。</p> <p>イ 申請者等が上記(1)<u>又は(2)</u>により税関発給コードの削除を申請した場合</p> <p>ロ 発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以上ない場合</p> <p>ハ 不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合</p> <p><u>ニ 上記第6の6により税関が税関発給コードの申請事項に係る資料の提出を求めた場合において、速やかに当該資料が税関に提出されなかった場合</u></p> <p>ホ 税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合において、速やかに上記1の変更手続が行われなかった場合。ただし、その変更の内容が軽微である場合又は速やかに変更手続が行われなかったことについてやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。</p> <p>ハ その他輸出入申告における迅速かつ適正な処理の観点から税関が税関発給コードを削除することが適当であると判断した場合</p> <p>3 (同左)</p>